

平成27年 所得税確定申告 日程表 (村県民税・国民健康保険税申告)

申告受付時間 **午前 8 時30分～11時30分**／午後 1 時～ 4 時
(午前中は地区指定の人が優先です)／(午後 1 時から指定外の受付をします)

税理士無料相談日を 2 月26日・27日の 2 日間設けておりますのでご利用ください。

月日	曜日	地 区 名	申告会場	下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告してください。 ①大学生・専門学生や専業主婦や病気などで働けなかったなど無収入の人 ②遺族年金・障害年金受給者の人 ③専従者給与の人や配偶者・扶養控除の該当の人で、所得証明書が必要な人 ④年金400万円以下の年金受給者の人も住民税申告はしなければなりません！ 【申告しないと】 国民健康保険料の軽減判定や 介護保険料の算定や 後期高齢保険料の算定や 保育料算定や 公営住宅入居の申込みや 国民年金免除申請や 扶養認定など 所得証明や課税証明書発行ができないばかりか、軽減などを受けられず不利益を被ることになります。 【注意】 期間内に申告をされていないと、証明書が発行できませんので、ご了承ください。
2月16日	月	両併一・両併二	白水総合センター 大会議室	
2月17日	火	中松一・吉田二	//	
2月18日	水	白川(東)	//	
2月19日	木	白川(西)・吉田一	//	
2月20日	金	一関二・吉田三	//	
2月23日	月	中松二・一関一	//	
2月24日	火	中松三・両併三	電算移動日につき 午後 4 時で受付締切です	
2月25日	水	第八駐在区	久木野庁舎(集会ホール)	
2月26日	木	第二駐在区・第七駐在区 税理士無料相談日	//	
2月27日	金	第五駐在区 税理士無料相談日	//	
3月2日	月	第四駐在区	//	
3月3日	火	第三駐在区・第九駐在区	//	
3月4日	水	第六駐在区・第一駐在区	電算移動日につき 午後 4 時で受付締切です	
3月5日	木	下田・栃木・乙ヶ瀬	長陽中央公民館	
3月6日	金	加勢・川後田・新所	//	
3月9日	月	黒川・長野	//	
3月10日	火	喜多・沢津野・赤瀬	//	
3月11日	水	下野	//	
3月12日	木	東下田・袴野	//	
3月13日	金	立野・立野駅	//	
3月16日	月	書類整理日	所得税納付期限 午後 4 時で受付締切です	

午前中は指定地区の人で大変混雑しますので、**指定日の人が優先**となります！
どうしても指定日に来られない人は、**午後から申告ができます**。ご協力お願いします。